

土地改良区に係る運営及び検査について

パート13

千葉県農林水産部 耕地課
団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区運営及び検査に係る改善方法を考えていきます◆

1 土地改良区の解散について

組合員の高齢化が進行している状況で、今後新たな土地改良事業を予定していない土地改良区については、解散を検討されている方々もいらっしゃると思います。なお、土地改良区を解散する場合、農地や用水施設等は存続しており、それらの農地、施設を維持管理していくために任意団体(水利組合等)を設立するのが通常のケースになっております。

土地改良区が解散し、任意団体に引き継いでいくに当たり、最も重要なのが、土地改良区が保有している財産の引継ぎになります。では実際にどのような財産があるのか主だったものを紹介していきます。

土地改良区が保有している財産

用排水施設

揚水機場、パイプライン(塩ビ管、鋼管等)
U字溝、取水堰(ゲート等)
…等々

占用権、水利権等

- 道路下に埋設されているパイプライン
- 道路の路肩に設置されているU字溝
- 河川の堤防に設置されている取水堰(ゲート等)
- …等々

土地

揚水機場用地、水路の底地
…等々

預貯金、現金

財産として見落としがちなので
要注意!!

(1) 用排水施設

用排水施設は土地改良区の財産台帳等でまとめられていると思いますので、この台帳を基に財産として任意団体へ引き継ぐことが重要となってきます。

ここで見落としがちなのが、**施設の占用権や水利権**についても財産であり、管理主体が土地改良区から任意団体へ変更になる場合、占用権や水利権についても変更する必要があるということです。

占用権や水利権は、10年が標準期間として設定されており、一度更新すると次の更新までの期間が空いてしまうため、目に見える施設とは違い、どうしても意識が薄れがちになってしまいます。**解散に当たりましては、今一度、占用権や水利権を引き継ぐものがないか、改めて確認するようお願いいたします。**

ここまでは施設が存続していることを前提に留意事項を挙げましたが、逆に施設の用途がなくなる段階で、施設管理者である土地改良区は施設撤去等について検討しなければなりません。ここで最もネックになってくるのが、**撤去等費用の確保**です。土地改良区解散前であれば、組合員から特別徴収金という形で徴収することが可能ですが、土地改良区が解散し任意団体に引き継がれた場合、営農規模が縮小されて組合員から必要な費用を徴収できないという事態等が想定されます。引き継ぐ段階で十分な資金が確保されていれば撤去等費用の確保も可能と考えられますが、そこまでの費用を確保するのはなかなか難しいことであると思います。このような事態を未然に防止するため、**費用面も含めた施設撤去等の目途が立った段階で解散を検討していく等の「先々の状況を見据えた考え方」が重要**となってきます。必ずその点を視野に入れた上で検討していくようお願いいたします。

(2) 土地

土地改良区で保有している土地は**任意団体へ引き継ぐことができない**ため、管轄市町村や近隣の土地改良区へ引き取ってもらうように調整することが必要となってきます。

(3) 預貯金、現金

土地改良区で保有している預貯金、現金については、過年度の出納簿等と突合し、残額を正確に把握する必要があります。なお、預貯金、現金については、土地改良区の解散認可が下りた後に、清算終了の手続きがありますが、**事務上の事務費(主に、官報登載費用(登載は3回必要ですが、1回当たりの登載費用は約5万円ですので、3回分の場合、約15万円必要になります。))**を確保しておく必要がありますので、御注意ください。

土地改良区が保有している財産について、主だったものを紹介しました。これ以外にも土地改良区ごとに保有している財産があると思います。**大事なものは引き継ぐべき財産をきちんと把握し、引継先である任意団体での維持管理に支障を生じないように配慮することである**と思います。

2 土地改良区解散認可後の手続について

土地改良区解散認可された段階で、解散手続が完了ということではありません。

解散認可後に清算終了と呼ばれる清算手続を経て、正式に土地改良区は解散となります。清算終了の手続は以下フロー図のとおりです。

土地改良区解散認可が下りた折には、**必ず清算終了の手続を忘れずに実施してください。**

土地改良区に係る運営及び検査について

パート13

清算終了手順フロー

① 清算人選任

土地改良区が解散した場合、合併により解散する場合を除いて**理事が清算人となります**。ただし、総会で他の方を選任した場合はその方が清算人になります。

(土地改良法第68条第1項)

土地改良区内で清算人となる方がいない場合は、**裁判所で清算人の選任を行います**。

(土地改良法第68条第2項)

② 清算人就任届

清算人が就任した場合、その旨**都道府県知事に届ける**必要があります。

(土地改良法第68条第4項)

③ 債権申出の公告及び催告

清算人は**その就職の日から2か月以内に少なくとも3回以上公告**(公告は、官報に掲載します)し、一定期間内に債権の請求を催告しなければなりません。

また、債権者が明確な時は、**各個人ごとに債権請求の申出の催告をしなければなりません**。

(土地改良法第69条の2)

④ 残余財産処分

清算を弁済した後、処分を行います。

(土地改良法第70条)

⑤ 決算報告書の作成及び総会の承認

清算事務終了後、清算人は速やかに決算報告書を作成し、**総会の承認を得なければなりません**。

(土地改良法第71条)

⑥ 清算終了の届出

清算人代表が都道府県知事に提出します。

(土地改良法第71条の2)

土地改良法の一部改正について(土地改良区の組織変更制度の創設)

本項目は公布の日(令和4年4月1日)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行される予定です。

解散を予定している土地改良区が、適正な施設の維持管理等の条件のもと、**一般社団法人又は認可地縁団体**※に組織変更することができる仕組みを創設する。

※地方自治法に規定される地縁に基づいて形成された団体(自治会等)で、市の認可・告示を受けることで法人格を取得し、団体名義での不動産登記が可能

背景

- 土地改良区は、土地改良事業の事業参加者を組合員として当然加入させ、必要な場合は組合員から負担金を強制徴収するなどの強制力を有する一方で、事業範囲は土地改良事業及びそれに附帯する事業に限定。
- 地区内の農業の法人化が進み、土地改良区の組合員数が一定数を下回っている、管理する施設が小規模かつ管理に係る労力が小さい等、土地改良区の調整機能を活用する必要がなく、地元住民と共同で施設管理が継続可能な場合や、別法人に移行し、地域のニーズに応じた多様な事業を展開する場合がある。

対応

- 簡易な管理体制で適正な施設の維持管理が可能等の一定の条件を満たす場合に限り、**一般社団法人又は認可地縁団体に組織変更**できることとする。なお基幹的な土地改良施設を管理する土地改良区や建設事業(負担金の償還を含む)を実施中の土地改良区は本制度の対象としない。

事業範囲の制限や組合員資格が支障となる事業

- 事業範囲は、土地改良事業及びその附帯事業(組合員からの賦課金で負担)に制限され地域から必要とされる事業活動が行えない

<農村の維持のための事業の多角化の例>

小水力発電の売電収入を地域の共同施設の維持費に充当



- 事業参加者は、地区内の耕作者、農地所有者に限定、集落住民との共同事業が行えない

<非組合員と共同で行う維持管理の例>

非組合員の集落住民と共同で行う水路の泥上げ



土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への移行

- 管理に高度の技術を要さない、**小規模な土地改良施設のみを管理している**
- 組織変更後も、**施設の適正な管理体制が確保される**等の要件を満たす場合は、**法人格の同一性を保ちつつ法人形態を変更可能**

<一般社団法人の特徴>

- 事業の自由度が高く、集落のために必要となる多様な事業活動に取り組むことが可能

- 施設を所有・管理することが可能
- 理事を1名置けば足りるなど、組織運営の負担が軽減
- 加入脱退は任意、法人参加も可
- 収益事業は課税



【ケース1】

一般社団法人
(O県B市)

- 施設管理者の高齢化が進み、地域でも農業からリタイアする者が増加。
- 施設の維持管理費は、農家からの賦課金に依存。

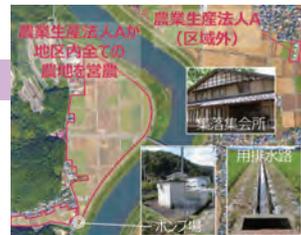
- 発電事業者から太陽光発電のための湖面利用に係る協議
- 水利組合を母体に一般社団法人を設立

- 発電収益を活用して、施設管理(水路の泥上げ等)は業者に委託。収益の残額は、将来の改修に備えて積立。
- 多様な事業活動により、施設利用者の負担を軽減しつつ、集落機能を維持

<認可地縁団体の特徴>

- 法人として集落の共同活動に取り組むことが可能

- 施設を所有・管理することが可能
- 代表者を1名置けば足りるなど、組織運営の負担が軽減
- 加入脱退は任意、構成員は住民
- 収益事業は課税



【ケース2】

認可地縁団体
(F県F市)

- 地区内の全ての農地を区域外の農業生産法人Aが営農(受託)。
- 基幹施設のポンプ場が更新完了、当面は維持管理のみの状態に。
- 用排水路は、地域排水の役割も兼ねており、従来から自治会が管理。

- 土地改良区、農業生産法人、自治会で役割分担を検討
- 認可地縁団体を設立

- 認可地縁団体は土地改良区の業務を引き継ぎ、ポンプ場と用排水路の所有、許可水利権を承継。
- 集落集会所の管理と合わせて、地域の資産を適切に管理し、集落機能を維持。

「食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会 令和3年度第5回配付資料」(農林水産省)
(<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/bukai/R0305/attach/pdf/siryou-6.pdf>)を加工して作成